



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *84 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)
- *85 電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例 (情報政策課)
- *86 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年課)
- *87 和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例 (子ども未来課)
- *88 和歌山県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例 (雇用推進課)
- *89 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (都市政策課)
- *90 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (")
- *91 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例 (教育委員会)

公布された条例のあらまし

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

宅地造成等規制法に基づく知事の権限に属する次の事務を関係市町が処理することとするため、規定の整備を行いました。(第2条の表39の項関係)

宅地造成に関する工事の計画変更に係る事務の一部

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、利用者が電子署名を行ったことを確認することができることとなった団体署名検証者の情報提供手数料について、規定の整備を行いました。(第3条関係)

2 施行期日

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例概要

青少年の夜間の入場を禁止する営業の場所に、いわゆる漫画喫茶及びインターネットカフェを加えました。(第20条関係)

2 施行期日

平成19年1月1日から施行します。

◇和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例

1 条例概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、認定こども園の認定の基準を次の項目ごとに定めました。

- (1) 職員の配置
- (2) 職員の資格

- (3) 施設の整備
- (4) 教育及び保育の内容
- (5) 保育者の資質の向上
- (6) 子育て支援
- (7) 管理運営等
- (8) へき地保育所における特例

2 施行期日

平成18年10月1日から施行します。

◇和歌山県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、都道府県に必ず置くこととなっていた審議会等が、条例に基づき任意に置くことができることとなったため、和歌山県職業能力開発審議会の設置について規定の整備を行いました。(第1条関係)

2 施行期日

平成18年10月1日から施行します。

◇和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第1条関係)

2 施行期日

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に係る手数料の額を定めるため、規定の整備を行いました。(別表第3第13項第8号関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

新たに和歌山県立桐蔭中学校を設置するとともに、和歌山県立新宮商業高等学校の校名を和歌山県立新翔高等学校に改めます。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第84号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表39の項(1)中「及び第8条第1項」を「、第8条第1項及び第12条第1項」に改め、同項(3)を削り、同項(4)中「第14条」を「第12条第2項及び第15条」に改め、同項(4)を同項(3)とし、同項(3)の次に次のように加える。

(4) 法第13条第1項の規定による検査に係る知事に提出すべき申請書の受理

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第85号

電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例

電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例(平成15年和歌山県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「署名検証者」の次に「又は同条第6項に規定する団体署名検証者」を加える。

附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第44号)の施行の日から施行する。

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第86号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「遊技」の次に「、図書等の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用」を加える。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例をここに公布する。

平成18年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第87号

和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 3 号の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による知事の認定の基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該施設を構成する保育所において、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領（学校教育法第79条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第 1 項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第 1 項に規定する施設のうち同法第39条第 1 項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第 1 項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満 3 歳以上の子どもを保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第 1 項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満 3 歳以上の子どもを保育し、かつ、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(認定基準)

第 3 条 認定こども園の認定基準は、別表のとおりとする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 職員の配置

- (1) 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ右欄に定める数の保育に従事する職員を置かなければならない。

子 ど も の 区 分	保育に従事する職員の数
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人以上
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人以上
満3歳以上の子どものうち1日に4時間程度認定こども園を利用するもの	おおむね35人につき1人以上
満3歳以上満4歳未満の子どものうち1日に8時間程度認定こども園を利用するもの	おおむね20人につき1人以上
満4歳以上の子どものうち1日に8時間程度認定こども園を利用するもの	おおむね30人につき1人以上

- (2) 前号の規定にかかわらず、保育に従事する職員の数は、認定こども園の開園時間を通じて常時2人を下回ってはならない。
- (3) 1日に4時間程度認定こども園を利用する子ども(以下「短時間利用児」という。)及び1日に8時間程度認定こども園を利用する子ども(以下「長時間利用児」という。)が共通して利用する4時間程度の時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、当該各学級ごとの担当の職員(以下「学級担任」という。)を少なくとも1人置かなければならない。
- (4) 前号の規定により学級を編制する場合において、1学級の子どもの数は、原則として35人以下とする。

2 職員の資格

- (1) 前項第1号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事するものは、保育士の資格を有する者でなければならない。
- (2) 前項第1号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事するものは、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併せて有する者又は幼稚園の教員免許状若しくは保育士の資格のいずれかのみを有する者で、その有しない幼稚園の教員免許状若しくは保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものでなければならない。

- (3) 前号の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。
- (4) 第 2 号の規定にかかわらず、満 3 歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨の認定を受ける場合であって当該長時間利用児の保育に従事する職員を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事する職員とすることができる。
- (5) 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を行う機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

3 施設の整備

- (1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園（第 2 条第 2 号イに該当する施設に限る。）は、幼稚園及び保育所等の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内に存しなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。
 - ア 子どもに対して教育及び保育を適切に行うことができること。
 - イ 子どもが移動する場合の安全が確保されていること。
- (2) 認定こども園の園舎の面積（満 3 歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満 2 歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積の基準を満たさなければならない。ただし、既存の施設（法第 4 条第 1 項に規定する申請をする際に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。以下同じ。）が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨の認定を受ける場合であつて、第 4 号本文（満 2 歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては同号本文及び第 8 号）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学 級 数	面 積 の 基 準
1 学級	180 平方メートル
2 学級以上	100 平方メートルに学級数から 2 を減じて得た数を乗じて得た面積に 320 平方メートルを加えて得た面積

- (3) 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

(4) 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の子ども 1 人につき 1.98 平方メートル以上でなければならない。ただし、満 3 歳以上の子どもについては、既存の施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満 3 歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満 2 歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第 2 号本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

(5) 屋外遊戯場の面積は、ア及びイに掲げる面積の基準を満たさなければならない。ただし、既存の施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨の認定を受ける場合であってアの基準を満たすときは、イの基準を満たすことを要せず、既存の施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨の認定を受ける場合であってイの基準を満たすときは、アの基準を満たすことを要しない。

ア 満 2 歳以上の子ども 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積に満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもについてアにより算定した面積を加えた面積以上であること。

学 級 数	面 積
1 学級及び 2 学級	30 平方メートルに学級数から 1 を減じて得た数を乗じて得た面積に 330 平方メートルを加えて得た面積
3 学級以上	80 平方メートルに学級数から 3 を減じて得た数を乗じて得た面積に 400 平方メートルを加えて得た面積

(6) 屋外遊戯場は、認定こども園の用に供される建物と同一敷地内又は隣接する敷地内に存しなければならない。ただし、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨の認定を受ける場合であって、屋外遊戯場が当該認定こども園の付近にあり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

ア 子どもが安全に利用することができる場所であること。

イ 利用時間を日常的に確保することができる場所であること。

ウ 子どもに対して教育及び保育を適切に行うことができる場所であること。

エ 前号に規定する屋外遊戯場の面積に係る基準を満たす場所であること。

(7) 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨の認定を受ける場合にあっては、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園における満 3 歳以上の子どもの食事を当該認定こども園以外で調理し、当該認定こども園に搬入して提供することができる。この場合においても、当該認定こども園は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有す

る設備を備えるものとする。

ア 子どもに対して食事を提供する責任が当該認定こども園にあり、当該認定こども園において適切な管理体制が確保されていること。

イ 当該認定こども園、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養に関する指導を受けることができる体制にあること。

ウ 調理業務を受託する者については、衛生、栄養等を考慮して調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。

エ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態、アレルギー等を考慮し、子どもの食事の内容、回数及び時機について適切に対応することができること。

オ 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、子どもの発育及び発達の過程に応じて食事を提供するよう努めること。

- (8) 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3号の規定により設けるものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

4 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、子どもの最善の利益を基本として規則で定める事項、幼稚園教育要領及び厚生労働大臣が定める保育所に関する指針に基づくものでなければならない。

5 保育者の資質の向上

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図らなければならない。

6 子育て支援

認定こども園における子育て支援事業については、規則で定める事項に留意して、実施しなければならない。

7 管理運営等

(1) 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、認定こども園の長を1人置き、すべての職員の協力を得て一体的な管理運営を行わなければならない。

(2) 認定こども園における児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、当該幼児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

(3) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を適切に行うことができるよう、保護者の就労の状況その他地域の実情に応じて定めなければならない。

(4) 認定こども園は、保護者が多様な施設の中から適切に選択することができるよう、積極的に情報を公開しなければならない。

(5) 認定こども園は、児童虐待を防止するため特別の支援を要する家庭の子ども、障害のある子ども

等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。この場合において、地方公共団体との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

- (6) 認定こども園は、耐震、防災、防犯等について子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。
- (7) 認定こども園は、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、補償の体制を整えなければならない。
- (8) 認定こども園は、子どもの視点に立った自己評価、外部評価等を行い、その結果を公表すること等により、教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

8 へき地保育所における特例

知事は、へき地保育所（児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、知事が別に定めるところにより指定したものをいう。）である既存の施設が地方裁量型認定こども園である旨の認定をする場合には、第2項及び第3項に規定する基準を適用しないことができる。

和歌山県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第88号

和歌山県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例

和歌山県職業能力開発審議会条例（昭和33年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定に基づき、和歌山県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第89号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第105条」を「第106条」に改める。

附 則

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第90号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第3第13項第8号く(7)及び(イ)中「いに」を「きに」に改め、同号ぬを同号ねとし、同号にを同号ぬとし、同号なを同号にとし、同号とを同号なとし、同号てを同号ととし、同号つを同号てとし、同号ちを同号つとし、同号たを同号ちとし、同号その次に次のように加える。

た 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が420,000円を超えるときは、その手数料の額は、420,000円とする。

(7) 宅地造成に関する工事の設計の変更((イ)のみに該当する場合を除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積((イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じそこに規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土地の切土又は盛土をする土地の編入に係る工事の設計の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じそこに規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第91号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例(昭和31年和歌山県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第1条の表和歌山県立向陽中学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立桐蔭中学校	和歌山市吹上五丁目6番18号
------------	----------------

第2条の表和歌山県立新宮商業高等学校の項中「和歌山県立新宮商業高等学校」を「和歌山県立新翔高

等学校」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。